

使用済小型家電

10月1日
開始

回覧

の回収が始まります!

携帯電話などの小型家電には、鉄や銅の金属のほか、金や希少金属（レアメタル等）が使用されていますが、使用済の小型家電はごみとして捨てられたり、家庭で眠ったままになっています。

茅ヶ崎市では、この大切な資源をリサイクルするため、使用済小型家電の回収を行います。
ごみの減量化と資源化のため、市民のみなさんのご協力をお願いします。

○「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）について

小型家電に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型家電の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、平成25年4月1日に施行されました。

○「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」について

現在、環境省では、市町村が中心となった使用済小型家電の回収に関する実証事業を行い、その実施を通じて回収体制の構築に必要な支援を行っています。

この度、茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町の連名で本実証事業に申請し、計画が採択されました。

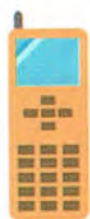
事業期間は平成25年10月から平成26年3月下旬までですが、事業期間終了後も継続して使用済小型家電の回収を行う予定です。

回収対象品目

30cm×15cmの投入口に入る大きさのものに限ります!



携帯電話



PHS



電話機



デジタルカメラ



ビデオカメラ



電子書籍端末



MDプレーヤー



CDプレーヤー



ICLレコーダー



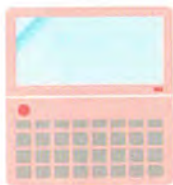
デッキを除く
テープレコーダー



デジタル
オーディオプレーヤー
(フラッシュメモリ、HDD)



補助記憶装置



電子辞書



電卓



据置型ゲーム機



携帯型ゲーム機



ハンドヘルドゲーム

【問い合わせ先】茅ヶ崎市環境部資源循環課 0467-82-1111

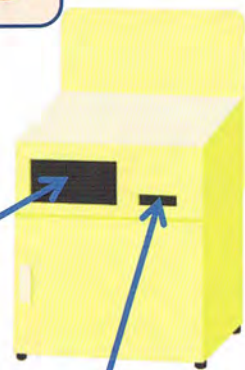
回収方法などは裏面をご確認ください。

回収について

開始日

平成25年10月1日(火)から

市役所等の公共施設に回収ボックスを設置しますので、使用済小型家電を直接ボックスに入れてください。



携帯電話・PHS
以外の投入口

携帯電話・PHS
の投入口

注意事項

- ★個人情報、初期化するなどし、必ず消去してください。
- ★回収ボックスに投入した小型家電は取り出すことができません。
- ★電池（バッテリー）は取り外してください。
（市で収集できない充電式電池やボタン電池、バッテリーは回収協力店へお戻しください）
- ★対象品目以外は、「ごみと資源物の分け方・出し方」を参照し、従来どおり出してください。
- ★投入口（30cm×15cm）に入らないものは回収できません。

回収ボックス設置場所

回収ボックスは、以下の市内公共施設に設置します。（回収ボックスへの投入は、開館時間中のみとなります）

- ①茅ヶ崎市役所
- ②小出支所
- ③茅ヶ崎駅前市民窓口センター
- ④香川市民窓口センター・香川公民館
- ⑤萩園市民窓口センター
- ⑥南湖市民窓口センター
- ⑦小和田公民館
- ⑧鶴嶺公民館
- ⑨松林公民館
- ⑩南湖公民館
- ⑪図書館本館
- ⑫青少年会館
- ⑬海岸青少年会館
- ⑭環境事業センター
- ⑮浜須賀会館

